

市県民税申告書の書き方

申告書の表面

●住所 平成30年1月1日現在の住所を記入してください。

●所得金額

・営業等所得・農業所得・不動産所得 所得金額＝収入金額－必要経費

・公的年金等の収入 平成29年分公的年金等に係る雑所得の速算表 所得金額＝A×B－C

年齢区分	A公的年金等収入合計金額	B割合	C控除額	年齢区分	A公的年金等収入合計金額	B割合	C控除額
昭和28年1月2日以後に生まれた人	1,299,999円まで	100%	700,000円	昭和28年1月1日以前に生まれた人	3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円		3,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円		4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円		7,700,000円以上	95%	1,555,000円

・給与所得 給与所得の速算表

給与等収入金額の合計額[A]	給与所得の金額	給与等収入金額の合計額[A]	給与所得の金額
650,999円まで	0円	1,628,000円～1,799,999円	$\frac{A}{4}$ の金額 × 2.4
651,000円～1,618,999円	$A - 650,000$ 円	1,800,000円～3,599,999円	$\frac{A}{4}$ の金額 (千円未満の端数切捨) × 2.8 - 180,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	3,600,000円～6,599,999円	$\frac{A}{4}$ の金額 × 3.2 - 540,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	6,600,000円～9,999,999円	$\frac{A}{10}$ × 0.9 - 1,200,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	10,000,000円～	$\frac{A}{10}$ - 2,200,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円		

●所得から差し引かれる金額

医療費控除

・あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額を超える場合に、超える額を記入してください。

・健康増進や疾病予防として一定の取り組みを行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合はセルフメディケーション税制による医療費控除の特例が受けられます。(従来の医療費控除との選択)

・医療機関等が発行し、既に支払いの済んだ医療費の領収書・明細書(おむつについては医師の使用証明書が必要)、保険などで補てんされる金額の明細書を提示してください。(領収書の添付・提示は不要ですが、自宅で5年間保管してください)

社会保険料控除

・あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金などの社会保険料で、あなたが支払ったり、または給与から差し引かれる保険料がある場合に控除できます。

・国民年金については、社会保険庁が発行した支払証明書、または領収書を提示してください。

生命保険料控除

・あなたが支払った生命保険料(一般生命保険、介護医療保険)、または個人年金保険料がある場合に控除できます。

・支払った生命保険料に、一般の生命保険料(新旧)と介護医療保険料、個人年金保険料(新旧)がある場合は、それぞれの控除額を計算し、合計します。(最高7万円)

種類	支払金額	控除額	種類	支払金額	控除額
旧生命保険=①	15,000円以下	全額	新生命保険=③	12,000円以下	全額
旧個人年金=②	15,000円超40,000円以下	2分の1+7,500円	新個人年金=④	12,000円超32,000円以下	2分の1+6,000円
	40,000円超70,000円以下	4分の1+17,500円		介護医療保険=⑤	32,000円超56,000円以下
	70,000円超	35,000円	56,000円超		28,000円
算出方法	①+③(最高28,000円)と①のいずれか大きい方の額=⑥ ②+④(最高28,000円)と②のいずれか大きい方の額=⑦ ⑤+⑥+⑦=生命保険料控除額(適用限度額:70,000円)				

地震保険料控除

・家屋や家財の損害保険契約のうち、地震等損害部分の保険料や掛金がある場合に控除できます。(最高2万5千円)

・【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については、旧長期損害保険控除として適用することができます。

種類	支払金額	控除額	種類	支払金額	控除額
地震保険=①	50,000円以下	支払金額の2分の1	旧長期損害保険=②	5,000円以下	全額
	50,000円超	25,000円		5,000円超15,000円以下	支払金額の2分の1+2,500円
算出方法	①+②(適用限度額:25,000円)			15,000円超	10,000円

本人該当控除	
障害者控除(配偶者控除を受ける配偶者や扶養親族も適用)	26万円、特別障害者の場合は30万円
寡婦・寡夫控除	26万円、特別寡婦の場合は30万円
勤労学生控除	26万円

配偶者控除と扶養控除
あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が38万円以下の人が該当します。(所得が給与所得だけの場合や家内労働者等に該当する場合には、その年中の収入金額が103万円以下であれば所得金額は38万円以下となります。)

区分		年齢	控除額	
配偶者控除	一般 (S23.1.2以後生まれ)	70歳未満	33万円	
	老人 (S23.1.1以前生まれ)	70歳以上	38万円	
扶養控除	一般扶養控除 (H11.1.2~H14.1.1生まれ) (S23.1.2~H7.1.1生まれ)	16歳から18歳 23歳から69歳	33万円	
	特定扶養控除 (H7.1.2~H11.1.1生まれ)	19歳から22歳	45万円	
	老人扶養控除 (S23.1.1以前生まれ)	同居老親等以外 同居老親等	70歳以上 70歳以上	38万円 45万円
	年少扶養 (H14.1.2~H30.1.1生まれ)	16歳未満	0円(※1)	
	障害者控除 (※2)	障害者 特別障害者 同居特別障害者		26万円 30万円 53万円

配偶者特別控除
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合に控除できます。

所得金額	控除額
380,000円 まで	0円
380,001円 から 449,999円	33万円
450,000円 から 499,999円	31万円
500,000円 から 549,999円	26万円
550,000円 から 599,999円	21万円
600,000円 から 649,999円	16万円
650,000円 から 699,999円	11万円
700,000円 から 749,999円	6万円
750,000円 から 799,999円	3万円
760,000円 以上	0円

※1) 年少扶養の控除額はありますが、非課税となる所得金額に影響します。
※2) 障害者控除は扶養親族が年少扶養の場合においても適用されます。

●基礎控除 33万円

申告書の裏面

●事業・不動産所得に関する事項

- ・営業等所得、農業所得、不動産所得がある人は、この項目の欄に記入してください。
- ・収入金額欄には平成29年中の収入が確定した金額を記入してください。
- ・必要経費欄には減価償却費、修繕費、固定資産税など不動産の収入を得るために必要な経費を記入してください。

●総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

土地や建物などの譲渡所得は他の所得と区別して課税しますので、それ以外の資産の譲渡があれば、「総合譲渡」の欄に記入してください。生命保険の満期返れい金や賞金、懸賞金などがあれば「一時」の欄に記入してください。

その他の事項

平成29年中に所得がなかった人は、備考欄に具体的に記入してください。

税率

- ・均等割
 - 市民税 3,500円
 - 県民税 2,000円 (うち500円は森林環境税)
 - ※東日本大震災復興基本法の理念に基づき地方公共団体の防災費用を確保するために、平成26年度から平成35年度まで、個人住民税均等割が市民税・県民税ともに500円加算になります。
- ・所得割(総合課税分)
 - 市民税 6%
 - 県民税 4%

税額計算方法

総所得金額(所得金額合計) - 所得控除合計額(所得から差し引かれる金額合計) = 課税総所得金額
 課税総所得金額 × 税率 = 算出所得割額
 算出所得割額 - 税額控除合計 = 所得割額
 所得割額 + 均等割額 = 市県民税額
 ※分離所得がある場合は計算方法が異なります。
 ※税額控除: 調整控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

その他

・一般上場株式等の配当所得等について、確定申告と異なる課税方式を選択される方は申告の際に税務課に申し出てください。

お問い合わせ 福津市役所 市民部税務課市民税係 電話 43-8117 (直通)

平成30年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書

福津市長殿	現住所	
	1月1日現在の住所	
	フリガナ	
提出年月日	氏名	印
年 月 日	生年月日	世帯主の氏名
		続柄

行政区番号	
世帯番号	
宛名番号	
業種又は職業	
電話番号	
個人番号	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差し損失額のうち災害関連支出の金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費等	円	保険金などで補填される金額
	円		円
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類
		円	支払保険料
⑭ 生命保険料控除	合計		
	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	円	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)、 勤労学生控除	⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚遺	⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
	フリガナ氏名	障害の程度	
⑱ 障害者控除	個人番号		
	フリガナ氏名	障害の程度	
⑲～㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者	生年月日	配偶者の合計所得金額
	配偶者氏名		円
㉒ 扶養控除	1 氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		続柄
	控除額		万円
	2 氏名	生年月日	同居・別居の区分
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1 氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		続柄
	2 氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		続柄
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	1 氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		続柄
	2 氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		続柄
扶養控除額の合計			万円

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
		公的年金等	キ	
雑		その他	ク	
	総合譲渡	短期	ケ	
		長期	コ	
	一時	サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		雑	⑦	
		総合譲渡・一時	⑧	
		合計	⑨	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩		
	医療費控除	⑪		
	社会保険料控除	⑫		
	小規模企業共済等掛金控除	⑬		
	生命保険料控除	⑭		
	地震保険料控除	⑮		
	寡婦(寡夫)控除	⑯		
	勤労学生、障害者控除	⑰～⑱		
配偶者控除	⑲			
配偶者特別控除	㉑			
扶養控除	㉒			
基礎控除	㉓			
	合計	㉔		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要があります。

6 給与所得の内訳

Table with 4 sections for employment income details, including employer name, address, and amount.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table for business and real estate income, listing source, amount, and necessary expenses.

8 配当所得に関する事項

Table for dividend income, including distribution type, date, amount, and expenses.

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

Table for miscellaneous income, listing category, amount, and expenses.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for total transfer and one-time income, including short-term, long-term, and one-time categories.

11 事業専従者に関する事項

Table for business dependents, listing name, address, birth date, and tax status.

13 事業税に関する事項

Table for business tax, including non-taxable income, business assets, and previous year's closure.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for non-resident dependents, listing name, address, and ID number.

15 寄附金に関する事項

Table for donations, listing recipient (municipality, etc.) and amount.

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

Text explaining the conditions for deducting dividends and capital gains from total income.

Table for deducting dividends and capital gains, with fields for amount and stock transfer gains.

その他の事項

Table for other items, including special provisions for resident tax and agricultural income.